



子 未 第 267 号

平成30年9月27日

各市町村子ども・子育て支援新制度主管課長 殿

茨城県保健福祉部子ども政策局子ども未来課長

(公 印 省 略)

特定教育・保育施設の利用定員設定に係る届出等について (通知)

このことについて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)により、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)が改正され、平成30年9月27日から施行されました。

これにより、法第31条第3項の規定による特定教育・保育施設の利用定員の設定等に係る知事への協議については届出制に改められました。つきましては、今後、この届出等については下記のとおり取扱うこととしますので事務処理に遺漏のないようお願いします。

記

1 提出書類

届出内容	提出書類
法第31条第3項の規定による届出 (特定教育・保育施設の利用定員を定めた場合の届出)	様式第1号 特定教育・保育施設利用定員設定届出書
法第32条第2項及び同条第3項の規定による届出 (特定教育・保育施設の利用定員を変更した場合の届出)	様式第2号 特定教育・保育施設利用定員変更届出書
法第41条の規定による届出 (特定教育・保育施設の確認等に係る届出)	様式第3号 特定教育・保育施設確認等届出書
法第53条の規定による届出 (特定地域型保育事業者の確認等に係る届出)	様式第4号 特定地域型保育事業者確認等届出書

2 留意事項

- ・法第31条及び法第32条の届出については設定等をした場合に、法第41条及び法第53条の届出については確認等をした場合に、遅滞なく提出願います。
- ・この通知は平成30年9月27日から施行し、平成27年4月1日付け子家第1234号茨城県保健福祉部子ども家庭課長通知はこの施行に伴って廃止します。

